

神奈川県県土整備局の公共事業評価の種類

○新規事業評価

新規事業評価は、事業費を予算化しようとする事業のうち、全体事業費が10億円以上の事業を対象として行っており、(1)(2)に掲げるとおり、事業の位置づけ等の視点から評価を行い、新規事業として着手することの適否について判断します。

【対象事業】

事業費を予算化しようとする事業のうち、全体事業費が10億円以上の事業

【評価の視点】

- (1) 事業の必要性等に関する視点
 - ・ 事業の位置づけ
 - ・ 事業を巡る社会経済情勢
 - ・ 事業の投資効果
 - ・ 事業の実施環境
- (2) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

○再評価

再評価は、次の1から5に掲げる事業を対象として行っており、(1)から(3)に掲げるとおり、事業の投資効果等の視点から評価を行い、事業継続の必要性について判断します。

【対象事業】

- 1 事業採択後5年が経過した時点で未着工の事業
- 2 事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業
- 3 事業採択前の準備・計画段階で5年が経過している事業
- 4 再評価実施後一定期間(5年)が経過している事業
- 5 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

【評価の視点】

- (1) 事業の必要性に関する視点
 - ・ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - ・ 事業の投資効果
 - ・ 事業の進捗状況
- (2) 事業の進捗の見込みの視点
- (3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

○事後評価

事後評価は、次の1又は2に該当する、事業完了後一定期間が経過した事業等を対象として行っており、(1)から(8)に掲げるとおり、事業の効果の発現状況や事業実施による環境の変化等の視点から評価を行い、改善措置や改めて事後評価を実施する必要性の有無について判断します。

【対象事業】

- 1 全体事業費が10億円以上の事業
- 2 過去に再評価の対象となった事業

【評価の視点】

- (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因
(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化
- (2) 事業の効果の発現状況
- (3) 事業実施による環境の変化
- (4) 社会経済情勢の変化
- (5) 今後の事後評価の必要性
- (6) 改善措置の必要性
- (7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
- (8) その他評価すべき事項